

東京都北区大規模水害を想定した避難行動の基本方針
改定に係る検討委員会設置要綱

6 北危防第2008号
令和6年9月13日区長決裁

(設置)

第1条 「避難情報に関するガイドライン」(令和3年5月内閣府)を踏まえ、「東京都北区大規模水害を想定した避難行動の基本方針(令和2年3月)」(以下「基本方針」という。)を改定するに当たり、区内における水害リスクと対応する避難行動のあり方を整理した上で、改定に必要な事項を検討するため、基本方針改定に係る検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討委員会の主な所掌事項は次に掲げる事項とし、検討委員会はその検討結果を区長に報告する。

- (1) 基本方針改定についての検討に関すること。
- (2) 前号のほか、基本方針改定に関して関連する検討が必要な事項

(構成)

第3条 検討委員会は、区長が委嘱又は任命する委員をもって組織し、委員の構成は、別表のとおりとする。

- 2 別表に掲げる者のほか、区長は必要に応じて臨時委員を置くことができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、検討委員会が第2条の規定による報告を完了したときに満了する。

- 2 区長は、委員が欠けたときは、委員を補充する。
- 3 前条第2項の臨時委員の任期は、区長が別に定める。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会は、委員長が招集する。

2 検討委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 検討委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 委員長が必要と認めるときは、検討委員会の委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 検討委員会の事務局は、危機管理室防災・危機管理課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関する事項その他必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年9月13日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、第2条の規定による報告が行われた日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

学識経験者 1名

危機管理室長

福祉部地域福祉課長

福祉部高齢福祉課長

子ども未来部子ども未来課長

土木部道路公園課長

教育振興部教育政策課長